

# 限定解除 料金表

令和元年10月1日 現在の料金

作成日: 令和元年9月30日

普通自動車					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
AT限定 普通第一種免許	43,200	47,520	28,710	4	●優先プラン料金(11,000円)

準中型自動車					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
5t限定 準中型第一種免許	44,345	48,780	29,450	4	●優先プラン料金(11,000円)
5t・AT限定 準中型第一種免許	62,891	69,180	39,650	8	●優先プラン料金(12,100円)

中型自動車					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
8t限定 中型第一種免許	50,800	55,880	35,750	5	●優先プラン料金(11,000円)
8t・AT限定 中型第一種免許	70,800	77,880	46,750	9	●優先プラン料金(12,100円)

大型自動車					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
自衛隊専用自動車に限る 大型一種免許	69,500	76,450	42,350	6	●優先プラン料金(11,000円)
マイクロバスに限る 大型一種免許	111,500	122,650	65,450	12	●優先プラン料金(13,200円)

大型特殊					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
農耕車に限る 大型特殊第一種免許	59,000	64,900	37,400	6	●優先プラン料金(11,000円)

普通二種					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
AT限定 普通第一種免許	45,500	50,050	30,250	4	●優先プラン料金(11,000円)

普通自動二輪					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
小型二輪限定 普通二輪免許	48,000	52,800	36,300	5	●優先プラン料金(11,000円)
AT・小型限定 普通二輪免許	58,500	64,350	40,150	8	●優先プラン料金(12,100円)
AT限定 普通二輪免許	48,000	52,800	36,300	5	●優先プラン料金(11,000円)

大型自動二輪					
既得免許	卒業までに必要な料金の総額		入校時に必要な金額	基準教習時間数	オプション(税込)
	本体価格	税込価格			
AT限定 大型二輪免許	60,900	66,990	41,470	8	●優先プラン料金(12,100円)

【任意】 免許センター 栃木県収入証紙代	
全車種	1,400円

●【任意】 免許センターで必要な書類の作成サービスをいたしております。その際は、必要費用を栃木県収入証紙代として表示金額をお預かりいたします。

その他の費用(税込)		1回あたり/ 1時間あたり
普通	乗り越し料金	4,730円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	4,730円
準中型	乗り越し料金	5,100円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	5,100円
中型	乗り越し料金	5,500円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	5,500円
大型	乗り越し料金	7,700円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	7,700円
大型特殊	乗り越し料金	6,050円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	6,050円
普通二種	乗り越し料金	5,500円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	5,500円
普通自動二輪	乗り越し料金	3,850円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	3,850円
大型自動二輪	乗り越し料金	4,180円
	技能再検定料	5,500円
	補習料金	4,180円

●『卒業までに必要な料金の総額』とは、規定時間にて卒業されたときの教習料金の総額をいい、その他の費用・オプション等に記する料金は含まれておりません。

● 本人都合による中途解約および転校については、規定の中途解約(転校)手数料を申し受け精算し、過不足がある場合は、ご返金またはご請求いたします。

● 表中の税込表示は、消費税率10%の積算となっております。消費税率に変更があったときは、法令に基づき逐次適用となります。よって、税率変更以降の教習・検定には、消費税差異が発生いたします。消費税差異については、別途申し受けます。